

税のミニ通信

消費税 経理担当者必見!

9月末までに準備すべき経理実務(消費税増税前)

消費税率の引き上げに伴い10月1日以後は取引や請求事務において新旧の消費税率が混在します。

9月末までの売上・仕入は同月内に集計・処理するなど、10月以後の事務に混乱が生じないように準備しておきましょう。

売上計上基準を確認しよう

消費税率引上げ前後において、8%や新税率(10%又は軽減税率)のいずれを適用するかは、基本的に売上計上基準に基づきます。売上計上基準とは、商品や製品の販売、サービスの提供に係る売

上を計上する日を、企業が合理性をもって定めた日(出荷日など)を基準として設定し継続的に行うものです。

例えば、出荷基準と納品基準では、出荷から納品までの期間が10月1日をまたぐと売上に適用する消費税率が異なります。

(図表1) 自社の売上計上基準の情報が社内全体で共有化されていないと、正しい消費税率を適用した請求書

吉田源吾税理士事務所
税理士 吉田源吾

いわき市明治団地4の3
富士ビル2F

TEL:0246-38-3630

図表1 売上計上基準の違いによる税率の適用例

9月30日に出荷された商品が10月2日に納品、3日に検収された場合の適用税率

取引	取引日	左の各取引日に売上計上した場合の適用税率	
		軽減税率対象品目	その他
出荷	9月30日	旧税率8%	
納品	10月2日	軽減税率(8%)	新税率(10%)
検収	10月3日	軽減税率(8%)	新税率(10%)

(注意) 旧税率8%と軽減税率は、消費税率と地方消費税率の内訳が異なるため、区分が必要です。

が発行されず、結果として経理事務や消費税申告に誤りが生じます。まずは、得意先と打ち合わせを行って消費税率引上げのタイミングを通知するとともに、社内でも営業担当と事務担当との間で情報の共有化を図りましょう。

売上・請求書の発行の注意

例えば、「20日締め」請求であれば、10月20日締めの請求書は、期間によって旧税率と新税率が混在します。(図表2)

図表2

9/21~9/30までの期間	8%
10/1~10/20までの期間	10%又は軽減税率

図表3

処理方法	注意点
商品等の入荷の都度、仕入を計上	基本的には納品書に記載されている消費税率により仕入計上する。その後、請求書とも突き合わせ、消費税率を確認する。
月に一度、合計額を仕入に計上	9月末までの合計額(旧税率)と10月以後の合計額(新税率)を別々に仕入計上する。

仕入についての注意点

9月30日までの仕入を集計し、8%が適用される取引を把握しておきます。

商品等の入荷日が10月1日以後であっても仕入先の出荷日が9月30日以前で、仕入先が8%の消費税率により請求書等を行った場合は、8%の消費税率により経理処理を行う必要があります。仕入処理の方法と注

意点を確認しておきましょう。(図表3)

値引・返品や在庫に関する注意点

基本的には、値引・返品の対象となった商品等の仕入又は売上時に適用された消費税率に基づき、経理処理等を行います。

売掛金、買掛金などについては補助元帳を整備し、9月末で一度集計しておきましょう。

税込み経理の場合は、旧税率の在庫を把握するため、9月末に実地たな卸を行いましう。

(参考文献)TKC事務所通信 2019年9月号